

農地法第3条の規定による許可申請書

年 月 日

福島市農業委員会会長 様

<譲渡人>

住 所

(ふりがな)

氏 名

電話番号 () -

<譲受人>

住 所

(ふりがな)

氏 名

電話番号 () -

下記農地(採草放牧地)について { 所有権
賃借権 } を { 移転
設定(年) } したいので、農地法第3条
第1項に規定する許可を申請します。

1 申請者の氏名等(国籍等は、所有権を移転する場合に譲受人のみ記載してください。)

| 申請者 | 氏名 | 年齢 | 職業 | 住所 | 国籍等 | 残留資格 又は特別 永住者 |
|-----|----|----|----|----|-----|---------------------|
| 譲渡人 | | | | | | |
| 譲受人 | | | | | | |

2 許可を受けようとする土地の所在等(土地の登記事項証明書を添付してください。)

| 所在・地番 | 地目 | | 面積 (㎡) | 対価、賃料 等の額(円) | 所有者の氏名 又は名称 | 所有権以外の使用収益権が 設定されている場合 | |
|-------|-----|----|-----------|-----------------|------------------------|---------------------------|----------------|
| | 登記簿 | 現況 | | { 10a当たりの額 } | { 現所有者が登記 簿と異なる場合 } | 権利の種 類、内容 | 権利者の氏名 又は名称 |
| 福島市 | | | | { /10a } | { } | | |

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

| 権利の設定、移転の時期 | 土地の引渡し | | 期 間 |
|-------------|-----------------|---------------|-----|
| | 年 月 日 (許 可 日) | 年 月 日 (同 左) | |
| 水田裏作の場合 | 始 期 | 終 期 | 概 要 |
| | 年 月 日 | 年 月 日 | |

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付(独立行政法人及び地方公共団体を除く。)してください。
- 2 国籍等は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等(日本国籍の場合は、「日本」を規制するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国(内国法人の場合は、「日本」を記載してください)。
- 3 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
- 4 記の2は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。

権利を設定し、又は移転をしようとする事由の詳細

該当する事項の番号に○印を付し、必要な場合には、具体的に記述してください。

【譲渡人の申請事由】

(1) 自作地有償所有権移転の場合

| | | |
|-----------------|-------------|----|
| 自作地相互の交換 | | 1 |
| 参加農業生産法人への譲渡・出資 | | 2 |
| 経営移譲年金受給のため | | 3 |
| 農業 廃止 | 同一市町村に居住 | 4 |
| | 他市町村への転出 | 5 |
| 兼業による経営縮小 | | 6 |
| 高齢化による経営縮小 | | 7 |
| 病気等で労力不足 | | 8 |
| 耕作不便・低生産地のため | | 9 |
| 資金を必要とするため | 営農資金 | 10 |
| | 農業経営上の負債整理 | 11 |
| | 結婚・分家・相続等 | 12 |
| | 生活・住宅新改築等資金 | 13 |
| その他() | | 14 |

(2) 自作地無償所有権移転の場合

| | | | | |
|--------------|-------------|------|----------|----|
| 経営移譲年金の受給のため | 後継者へ | 一括 | 21 | |
| | | 部分 | 22 | |
| | 分家独立している子供へ | | 23 | |
| | その他() | | 24 | |
| その他 | 同一世帯での生前贈与 | 後継者へ | 一括 部分 | 25 |
| | | 分家目的 | | 26 |
| | その他() | | 27 | |
| | 分家独立している子供へ | | 28 | |
| | その他() | | 29 | |
| | その他() | | 30 | |

(3) 賃借権・使用貸借による権利設定の場合

| | |
|--------------|----|
| 経営移譲年金受給のため | 31 |
| 農業廃止 | 32 |
| 兼業による経営縮小 | 33 |
| 高齢等による経営縮小 | 34 |
| 病気等で労力不足 | 35 |
| 耕作不便・低生産地のため | 36 |
| 集約部門への転換のため | 37 |
| 相手方の要望 | 38 |
| その他() | 39 |

(4) その他の場合

| | |
|-----|---|
| () | ア |
|-----|---|

【譲受人の申請事由】

○ 共通

| | |
|----------|---|
| 経営規模の拡大 | イ |
| 自作地相互の交換 | ウ |
| その他() | エ |